

国産食肉流通改善緊急支援事業実施要綱

令和2年5月19日付け2農畜機第1026号

新型コロナウイルスの影響で、インバウンドや外食の需要が大幅に低下したことにより、和牛肉の需要が低下し、その在庫が積み上がっていた中で、本年4月7日に、政府の緊急事態宣言がなされた。

これに伴い、経営を維持してきたステーキハウスや、焼肉店、もつ焼き店等の外食産業においても営業自粛が進み、和牛肉をはじめとする国産牛肉、国産牛・豚の内臓等（以下「国産食肉」という。）の流通の停滞を背景に卸売価格が低下しており、と畜・食肉処理の不安定化とともに、畜産農家の再生産が危ぶまれる事態に陥っている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、今後の国産食肉のさらなる滞留を回避することを目的に、消費者の直接消費向けの食肉販売量を緊急的に拡大させる取組、インバウンド需要の回復及び将来的な輸出拡大も視野に、食肉小売事業者の新たな販売方法確立に向けた取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、国産食肉の流通改善を図り、もって食肉流通及び畜産経営の安定に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の実施主体は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第1条において畜産業振興事業を行うものとして定める法人等のうち、以下のいずれかの者とする。

- 1 主として食肉の小売を業とする事業者を直接又は間接の構成員とする
中小企業等協同組合連合会又は中小企業協同組合
- 2 一般社団又は一般財団法人であって、国産食肉の消費拡大等を図ることを主たる目的とするもの

第2 事業の内容

1 国産食肉流通改善緊急支援事業

事業実施主体は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたインバウンド需要の回復及び将来的に輸出の拡大に取り組む食肉卸売事業者と連携し、国産食肉の家計消費向け食肉販売量の緊急的な拡大により当面の売上げを増加させる国産食肉の販売拡大計画を作成した食肉小売事業者に対して、別表に掲げる販売促進等の取組の実施回数に応じた奨励金を交付する。

2 事業の推進指導

1の事業の円滑な推進のために行う指導、調査等

第3 事業の要件

奨励金の交付対象となる食肉小売事業者（以下「事業参加者」という。）は、主として国産食肉の小売を業とする事業者（食品衛生法施行令（昭和28年政令第29号）第35条で定める食肉販売業の許可を受けた者に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- 1 政府の緊急事態が宣言された4月7日以降、滞留が懸念されている交雑種及びホルスタイン種の国産牛肉又は国産牛・豚の副生物を小売する者であること。
- 2 食肉卸売事業者と連携し、国産食肉販売拡大計画を策定し、国産食肉の販売路拡大のための取組を実施する者であること。

第4 事業の実施

1 事業の委託

事業実施主体は、第2の事業の一部を理事長が認める団体に委託して実施することができるものとし、この場合は、委託契約を締結するものとする。

2 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。ただし、第6の1の(2)のアの登録は令和2年度中に、第6の1の(2)のイの(ア)から(エ)までの取組は、原則として令和2年6月1日から令和2年8月31日までに実施するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経

費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 国産食肉販売拡大計画の作成

(1) 事業参加者は、国産食肉の販売促進により食肉販売量を緊急的に拡大し、更なる滞留を回避するため、別紙様式第1号の国産食肉流通改善緊急支援事業国産食肉販売拡大計画書（以下「販売拡大計画書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 販売拡大計画書の作成に当たっては、次のア及びイの内容を含むものとする。

ア 国産食肉の販売拡大のための食肉卸売事業者との連携

食肉卸売事業者と連携し、インバウンド需要の回復及び将来的な輸出拡大に資するため、農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクト（以下「GFP」という。）に登録すること。

イ 1キャンペーン当たりおおむね14営業日の間に、国産食肉の販売拡大に係る取組として、次の（ア）から（エ）までの取組を実施すること。

（ア）店頭での試食等による、国産牛肉、畜産副生物のおいしさ等の情報提供

（イ）インターネットや、広告媒体等を活用した国産食肉の販売方法の多角化

（ウ）弁当、仕出し等、新規事業展開への取組

（エ）畜産副生物の家庭消費拡大に向けた販売促進

2 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、事業参加者から提出された販売拡大計画書を審査し、取りまとめの上、別紙様式第2号の国産食肉流通改善緊急支援事業実施計画承認申請書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

3 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第3号の国産食肉流通改善緊急支援事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

4 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第4号の国産食肉流通改善緊急支援

事業補助金交付変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

5 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第5号の国産食肉流通改善緊急支援事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

6 事業の実績報告

事業実施主体は、事業参加者から提出された別紙様式第6号の国産食肉流通改善緊急支援事業成果報告書を取りまとめの上、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第7号の国産食肉流通改善緊急支援事業実績報告書を理事長に提出するものとする

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の6の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、当該仕入れに係る消費税等相当額を補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の

6の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第8号の国産食肉流通改善緊急支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの事業参加者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、必要に応じて事業参加者に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、本事業に係る経理については、他の経理と明確に区分するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管する。また、その保存期間は本事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるものの他、事業実施状況及び事業実績について必要に応じ、事業実施主体及び事業参加者に対し調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

第10 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（令和2年5月19日付け2農畜機第1026号）
この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>1 国産食肉流通改善 緊急支援事業</p>	<p>事業実施主体が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたインバウンド需要の回復及び将来的に輸出の拡大に取り組む食肉卸売事業者と連携し、国産食肉の家計消費向けの食肉販売量を緊急的な拡大により当面の売上げを増加させる販売拡大計画書を作成した事業参加者に対して、以下の販売促進の取組の実施回数に応じた奨励金を交付するのに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 店頭での試食等による、国産牛肉、畜産副生物のおいしさ等の情報提供 (2) インターネットや、広告媒体等を活用した国産食肉の販売方法の多角化 (3) 弁当、仕出し等、新規事業展開への取組 (4) 畜産副生物の家庭消費拡大に向けた販売促進 	<p>定 額</p> <p>(事業参加者の1回のキャンペーンにおいて、左記の(1)から(4)までの取組のうち、いずれか1つの取組を行うごとに50千円、4つの取組をすべて行った場合は計200千円を上限とする。なお、キャンペーンは、3回を上限(総額600千円を上限)とする。)</p>
<p>2 事業の推進指導</p>	<p>1の事業を円滑に実施するための推進指導に要する経費</p>	<p>定 額</p>

別紙様式第1号

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業国産食肉販売拡大計画書

番 号
年 月 日

事業実施主体名

代表者氏名 殿

住 所

事業者名

氏名又は事業者の代表者

印

国産食肉流通改善緊急支援事業に参加したく、国産食肉流通改善緊急支援事業実施要綱第6の1の規定に基づき、別紙の国産食肉流通改善緊急支援事業国産食肉販売拡大実施計画書を提出します。

経営概要

- 1 業態
- 2 事業者名
- 3 代表者氏名
- 4 担当者氏名
- 5 住所
- 6 連絡先
- 7 振込先口座番号

別紙

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業国産食肉販売拡大実施計画書

事業者名 _____

1 国産食肉取扱状況（令和元年度）

(1) 仕入

種類	仕入量 (kg)	仕入金額 (円)
和牛 交雑種 乳用種 副生物		
合計		

(2) 直近（〇月末時点）の国産食肉の保管量

種類	保管量 (kg)
和牛 交雑種 乳用種 副生物	
合計	

2 販売拡大のための取組

取組	内容①	内容②	内容③
	(実施期間)	(実施期間)	(実施期間)
(1) 店頭での試食等によるおいしさ等の情報提供	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
(2) インターネット等による販売方法の多角化	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
(3) 弁当、仕出し等新規事業展開への取組	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
(4) 畜産副生物の家庭消費拡大に向けた販売促進	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日

(注) 該当する取組について、内容欄に実施期間と取組の概要を記載すること。

3 国産食肉売上目標等

取組時期	販売目標金額等
6月	
7月	
8月	

(注) 月ごとに、販売目標金額等を記入し、国産食肉滞留回避のための役割を明らかにすること。

別紙様式第2号

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、国産食肉流通改善緊急支援事業を下記のとおり実施したいので、国産食肉流通改善緊急支援事業実施要綱第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業実施計画書」のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業実施計画書

1 国産食肉流通改善緊急支援事業

都道府県	事業参加者数	総取組回数（回）					販売促進奨励金 （千円）
		（1）	（2）	（3）	（4）	合計	
合計							

（注）要綱別表の1の取組ごとに都道府県ごとの延べ回数を記入し、販売促進奨励金は、事業参加者当たり3回のキャンペーン、600千円を上限とすること。

2 推進事務費

（単位：円）

内容	事業費	負担区分		積算
		機構 補助金	その他	
合計				

（注）事業の一部を委託して実施する場合は、内容ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を記載すること

別紙様式第3号

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、国産食肉流通改善緊急支援事業を下記のとおり実施したいので、国産食肉流通改善緊急支援事業実施要綱第6の3の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金	そ の 他 ()	
1 国産食肉流通改善 緊急支援事業	円	円	円	
2 推進事務費				
合 計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、内容ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を記載すること

- 4 事業開始及び完了予定年月
令和 年 月 ~ 令和 年 月

別紙様式第4号

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった国産食肉流通改善緊急支援事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、国産食肉流通改善緊急支援事業実施要綱第6の4の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 別紙様式第3号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった国産食肉流通改善緊急支援事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく、国産食肉流通改善緊急支援事業実施要綱第6の5の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 概算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金	事業費 出来高			
	円	円	円	円	%	円	円	
合計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること

2 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇
口座名義〇〇〇〇

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業成果報告書

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

住 所
事業者名
氏名又は事業者の代表者 印

令和2年度における国産食肉流通改善緊急支援事業について、国産食肉流通改善緊急支援事業実施要綱第6の6の規定に基づきその成果を下記のとおり報告します。

記

1 販売拡大のための取組の実施

取組	内容① (実施期間)	内容② (実施期間)	内容③ (実施期間)
(1) 店頭での試食等によるおいしさ等の情報提供	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
(2) インターネット等による販売方法の多角化	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
(3) 弁当、仕出し等新規事業展開への取組	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
(4) 畜産副生物の家庭消費拡大に向けた販売促進	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日

(注) 該当する取組について、内容欄に実施期間と取組の概要を記載すること。

2 国産食肉売上状況

取組時期	販売目標金額等 ① (千円)	販売実績金額等 ② (千円)	達成率 ②/① (%)	備考
6月				
7月				
8月				

(注) 月ごとに、販売目標、販売実績及び達成率を記入し、備考には、国産食肉滞留回避に寄与した内容を記入すること。

別紙様式第7号

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった国産食肉流通改善緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、国産食肉流通改善緊急支援事業実施要綱第6の6の規定に基づきその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
様式は、別紙様式第2号の別紙の「国産食肉流通改善緊急支援事業実施計画書」に準じるものとする。

3 補助金に係る精算額

区 分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ⑥	差引精算 払請求額 ⑦=④-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	その他 () ⑤		
1 国産食肉流通改善緊急支援事業	円	円	円	円	円	円	円
2 推進事務費							
合計							

- 4 事業開始及び完了年月日
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

- 5 振込先
〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇
口座名義〇〇〇〇

令和 年度国産食肉流通改善緊急支援事業に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定のあった
国産食肉流通改善緊急支援事業補助金について、国産食肉流通改善緊急支援事業実施
要綱第7の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還しま
す。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注： 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注： 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料